附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

（放送大学学園法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　前条の規定による改正後の放送大学学園法第十条の規定は、施行日以後に開始する会計年度について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類及び監査報告書の作成及び届出については、なお従前の例による。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第二十三条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第三十条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第二十五条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項中「第三十条第一項各号」を「第二十三条第一項各号」に改め、同条第三項第一号中「第三十条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同項第二号中「第四十五条第一項又は第二項」を「第百八条第三項又は第五項」に改め、同項第三号中「第五十条第二項」を「第百九条第三項」に改め、「又は認定」を削り、同条第十三項中「第十四条第一項」を「第十四条第四項本文」に、「第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人」を「助成対象学校法人」に、「作成しなければならない」を「並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告（会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第八十六条第二項の会計監査報告）を添付して、所轄庁」に、「作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない」を「を協力地方公共団体の長」に改める。

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第二十四条　沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条　削除

（監事の報告の特例）

第六条　学園の監事に関する私立学校法第五十六条第二項の規定の適用については、同項中「所轄庁」とあるのは、「文部科学大臣及び内閣総理大臣」とする。

第七条第一項中「理事は、」を「理事に関する私立学校法第三十条第一項の規定の適用については、同項中「私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望」とあるのは、「」に、「を有する者でなければならない」を「」とする」に改め、同条第二項中「には」の下に「、私立学校法第三十一条第四項各号に掲げる者のほか」を加え、「含まれるようにしなければ」を「含まれなければ」に改め、同条中第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　学園の理事に関する私立学校法第百四十六条第一項の規定の適用については、同項中「に二人以上含まれなければ」とあるのは、「の過半数を占めなければ」とする。

第七条第五項中「には」の下に「、私立学校法第六十二条第三項各号に掲げる者のほか」を加え、「含まれるようにしなければ」を「含まれなければ」に改める。

第十二条の見出しを「（内閣総理大臣への書類の提出等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

学園に関する私立学校法第八十六条第一項及び第二項、第百一条、第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項及び第二項並びに第百七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「文部科学省令」とあるのは、「内閣府令」とする。

第十二条第二項中「学園は」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「前項に規定する書類に内閣総理大臣の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書」を「その終了した会計年度に係る前項の規定により読み替えて適用する私立学校法第百三条第二項に規定する計算書類及びその附属明細書に前項の規定により読み替えて適用する同法第八十六条第二項の会計監査報告」に改め、「これを」を削る。

第十五条第一項中「役員」の下に「、評議員」を加える。

第十六条第一項中「第五十条第二項及び第四項」を「第百九条第三項及び第五項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第二項中「第五十条第二項の認可若しくは認定」を「第百九条第三項」に、「第五十二条第二項」を「第百二十六条第三項」に、「第六十二条第一項」を「第百二十五条第一項」に改め、「、あらかじめ」を削り、同条第三項中「第五十条第四項」を「第百九条第五項」に改める。

第十七条中「第三十条第三項及び第五十一条」を「第二十三条第三項及び第百二十五条」に改める。

第十八条中「、あらかじめ」を削る。

第十九条第二項第三号中「第四十五条第一項」を「第百八条第三項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改め、同項第四号中「第六十条第一項又は第六十一条第一項」を「第百三十三条第一項又は第百三十四条第一項」に改め、同項第五号中「第六十条第九項」を「第百三十三条第十項」に改める。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　前条の規定による改正後の沖縄科学技術大学院大学学園法第十二条第二項の規定は、施行日以後に開始する会計年度について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類及び監査報告書の作成及び届出については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年五月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十二号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　木材関連事業者の判断の基準となるべき事項等（第六条・第七条）」を「第三章　木材関連事業者による合法性の確認等の実施等（第六条―第十二条）
木材関連事業者の判断の基準となるべき事項等（第十三条・第十四条）」に、「第四章」を「第五章」に、「第八条―第十五条」を「第十五条―第二十二条」に、「第五章」を「第六章」に、「第十六条―第三十五条」を「第二十三条―第三十七条」に、「第七章」を「第八章」に、「第三十六条―第四十条」を「第四十四条―第四十九条」に改める。

第二条第一項中「木材（」の下に「素材を含み、」を加え、同条第二項中「。第六条第一項第一号において同じ」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　この法律において「素材生産販売事業者」とは、自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売又は販売の委託をする事業を行う者をいう。